

第4回モーターボート競走事業活性化検討委員会議事概要

1. 日時

平成18年4月24日（月）13：30～15：40

2. 場所

国土交通省11F特別会議室

3. 出席者

蔭山委員、川口委員、喜多條委員、境委員、笹川委員、杉山委員、竹内委員、松田（英）委員、松田（公）委員、松原委員、廻委員、柳澤委員（以上五十音順）、星野海事局長

4. 議事

（1）モーターボート競走事業の振興策（そのⅡ）及びこれまでの論点整理について

① 関係者からの報告

（ア）浜名湖競艇企業団

（イ）社団法人日本モーターボート選手会

② 松田（公）委員からの報告

③ 全国モーターボート競走施行者協議会からの報告

④ これまでの論点整理

（2）報告等を踏まえた審議

5. 議事概要

最初に浜名湖競艇企業団より売上・収益増加対策等について、また社団法人日本モーターボート選手会より売上振興策等について、それぞれ報告があった。続いて、松田（公）委員より競艇の売上拡大マーケティング戦略についての報告が、全国モーターボート競走施行者協議会より競艇場における執行体制等についての報告があった後、事務局からこれまでの論点整理について説明を行った。委員から出された主な意見は次のとおり。

- 施行者（浜名湖競艇企業団）や選手会がモーターボート競走の発展のため熱意を持って取り組んでおられることが良く伝わった。
- 新しい顧客層に競艇の面白さを理解してもらい、顧客となってもらうためには、まず競艇場に来場してもらうことが必要。また、そのためには、ギャンブルという競艇の本質的な魅力から逃げずに、それをポジティブに訴求する施策を打ち出すことが必要ではないか。
- ギャンブルのイメージを訴求するとしても、「さわやか」や「きれい」

等のプラスイメージが競艇に全くないという現状は問題ではないか。

- 従事員賃金については、削減に向けた努力の跡が伺えるものの、各場間の賃金格差は拡大しており、これを縮めるような取組が必要ではないか。
- 施行者への企業会計の導入については、損益計算書や貸借対照表の作成や資産の再評価等の新たな業務への対応が必要となるが、そのメリットを考えると将来的には推進する方向で検討するのが望ましいのではないか。
- 携帯電話を活用したモバイルポートピア構想については、技術・法制度の両面から問題点の洗い出しが必要ではないか。
- フライング返還については、スタートが勝負という競艇の特殊性に鑑みて取り入れられているものであり、レースの公正性を期すためにも慎重な検討が必要。